	職種	勤務形態	応募資格(必要な資格)			
J	相談員・支援員・専門員	パートタイム	無			

一般相談(相続・贈与、借地・借家・不動産関係、離婚・離縁、相隣関係、金銭問題、家庭 業務内容 問題、労働問題、人権問題、交通事故)及び行政相談業務。(相談の聴き取り、助言、相 談票の作成等)

雇用期間	開始日	令和	8	年	4	月	1	日	※任用後、1月間は条件付				
	終了日	令和	9	年	3	月	31	日	採用とな				
勤 務 日		月曜日から金曜日のうち3日間											
1日の勤務時間		午前 9	時	0	分	から	午後	4	時	0	分	まで	
		(6	時間	0	分)		日及び勤利 J変更する				
週の勤務時間		18	時	間									
休憩時間		60	分										
給料•報酬		月額		90,952		円7	から						
	手 当 等	【フルタイム】 通勤手当、地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末・勤勉手当、退職手当を関係例規に基づき支給 【パートタイム】 通勤及び旅費に係る費用を関係例規に基づき支給 期末・勤勉手当を関係例規に基づき支給											
社会保険		健康保険	加入	しない	厚生	年金	加入	しない	雇用货	保険	加入	しない	
週	休日·休日	担曜、日曜 週休日 (1週間の勤務日が4日以下の場合は、週の中で指定する日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 令和8年12月29日 から 令和9年1月3日 まで)	
Ę	就業場所	場所	生活安心課										
,1	火木・勿门	住所											
	その他	・勤務日及び勤務時間は相談の上、変更となることがある。											
4	持記事項	・給料・報酬額は、人事院勧告等の影響により改定されることがある(増額・減額ともに)・地域手当、特殊勤務、時間外勤務、休日勤務、夜間勤務に係る報酬を関係例規に基づき支給(パートタイムのみ)・期末・勤勉手当支給月数は、島田市職員の給与に関する条例が改正された場合、年度途中で変動されることがある(増額・減額ともに)・窓口開庁時間の変更等が生じた場合、年度途中に勤務時間及び給料・報酬が変更となる可能性あり											
F	問合せ先	所管課	生活安心課 市民相談係 電話 0547-36-						153				